

航空自衛官の部隊章に関する達

昭和37年3月15日 航空自衛隊達第16号

航空幕僚長 空将 源田 実

改正 昭和40年2月26日航空自衛隊達第3号

航空自衛官の部隊章に関する訓令（昭和37年航空自衛隊訓令第2号）第4条の規定に基づき、航空自衛官の部隊章に関する達を次のように定める。

航空自衛官の部隊章に関する達

（目的）

第1条 この達は、航空自衛官の部隊章に関する訓令の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（航空自衛隊の部隊等以外に勤務するものの部隊章）

第2条 航空自衛隊の部隊等以外に勤務する航空自衛官は、別に定めるもののほか、当該自衛官の身分取扱部隊等の標識を付した部隊章を着用するものとする。

（着用の特例）

第3条 標識を異にする部隊等に勤務（臨時勤務を除く。）を命ぜられた場合は、異動を完了するまでの期間、旧標識を着用することができる。

附 則

この達は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年2月26日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和40年2月26日から施行する。